

国立大学法人富山大学診療助手，医員，大学院医員及び臨床研修医就業規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正	平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正	平成22年7月1日改正
平成23年4月1日改正	平成23年10月1日改正	平成24年4月1日改正
平成25年3月26日改正	平成27年3月25日改正	平成28年2月22日改正
平成29年1月24日改正	平成29年6月27日改正	平成29年12月12日改正
平成30年2月27日改正	平成31年1月29日改正	平成31年3月27日改正
令和元年5月14日改正	令和元年12月24日改正	令和2年3月24日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 人事（第5条～第12条）
- 第3章 給与（第13条～第23条）
- 第4章 服務（第24条，第25条）
- 第5章 労働時間，休日，休暇等（第26条～第31条）
- 第6章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規則は，国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき，国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に雇用される診療助手，医員，大学院医員及び臨床研修医（以下「医員等」という。）の就業に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

- 第1条の2 次条において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 医師免許 医師法（昭和23年法律第201号）（以下この条において「医師法」という。）及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）（以下この条において「歯科医師法」という。）に規定する医師免許及び歯科医師免許をいう。
 - (2) 臨床研修 医師法及び歯科医師法に規定する臨床研修をいう。
 - (3) 卒後臨床研修 臨床研修省令（平成14年厚生労働省令第158号及び平成17年厚生労働省令第103号）に規定する臨床研修をいう。

（医員等）

- 第2条 この規則で医員等とは，次の各号に定めるところによるもので，1週間の労働時

間が 38 時間 45 分を超えない範囲内で定められ、かつ、1 日の労働時間が 7 時間 45 分である職員で、1 年以内の期間を定めて雇用する職員をいう。

- (1) 診療助手とは、医師免許を有する者のうち、臨床研修若しくは卒後臨床研修を修了した者又は医師免許取得後 2 年以上の者で、専門医（専門医として同等と認められる者を含む。）として認めるに十分な臨床経験を有する非常勤の医師又は歯科医師とする。
- (2) 医員とは、医師免許を有する者のうち、臨床研修若しくは卒後臨床研修を修了した者又は医師免許取得後 2 年以上の者で、前号以外の非常勤の医師又は歯科医師とする。
- (3) 大学院医員とは、医員のうち、大学院に在籍する者とする。
- (4) 臨床研修医とは、医師免許を有する者のうち、卒後臨床研修を行う非常勤の医師又は歯科医師とする。

（法令との関係）

第 3 条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号以下「労基法」という。）その他関係法令及び諸規則の定めるところによる。

（遵守遂行）

第 4 条 大学及び医員等は、ともに法令及びこの規則を守り、その実行に努めなければならない。

第 2 章 人事

（採用）

第 5 条 医員等の採用は、医師又は歯科医師であって次の各号に該当する者のうちから、病院長の選考を経て学長が行うものとする。

- (1) 常勤の職を有しない者
 - (2) 1 週間につき 5 日（医員及び大学院医員については、やむを得ない事情がある場合は 4 日以上）勤務できる者
- 2 医員等の採用に際しては、採用しようとする医員等に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。
- (1) 労働契約の期間に関する事項（当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を含む。）
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
 - (4) 給与に関する事項
 - (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
 - (6) 雇用に関する相談窓口

(試用期間)

第6条 医員等として採用された者は、採用の日から1か月間を試用期間とする。ただし、労働契約を更新された場合又は1か月以内の雇用期間で採用された場合は、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に医員等として不適格と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

(雇用期間)

第7条 医員等の雇用期間は、1年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

- 2 医員等の雇用期間は、必要に応じて更新することができるものとする。
- 3 大学は、雇用の日から起算して1年を超えて継続勤務している場合で、雇用期間満了の後に労働契約（あらかじめ労働契約を更新しない旨明示されているものを除く。）を更新しない場合には、雇用期間の満了する日の少なくとも30日前に、その旨を当該医員等に予告する。

(有期労働契約から無期労働契約への転換)

第7条の2 採用又は雇用期間を更新された医員等の平成25年4月1日以降に締結された有期労働契約の契約期間を通算した期間が5年を超える場合に、当該医員等から労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みがあったときは、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。

- 2 前項に規定する有期労働契約から期間の定めのない労働契約への転換に関する手続きについては、別に定める。
- 3 第1項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した医員等（以下「無期雇用転換医員」という。）は、引き続きこの規則の適用を受ける。
- 4 前項の場合において、第7条の規定は、適用しない。

(雇止めの理由の明示)

第8条 大学は、第7条第3項の場合において、医員等が労働契約を更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

- 2 大学は、労働契約を更新しなかった場合において、労働契約が更新されなかった者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。

(最終雇用年齢)

第9条 医員等の雇用に当たっては、当該医員等の年齢が満65歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて雇用しないものとする。ただし、大学が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(退職)

第 10 条 医員等が次の各号の一に該当した場合には、退職により医員等としての身分を失う。

- (1) 雇用期間が満了した場合
- (2) 自己都合により退職を申し出た場合
- (3) 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第 11 条 医員等は、自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。

2 医員等は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(解雇)

第 12 条 医員等が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時までに職員として不適格であると認められた場合
- (5) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
- (6) 従事している業務に係る資金の受入終了又は減額、プロジェクト業務の完了等により、当該業務の廃止又は縮小が必要となった場合
- (7) 配属されている組織の廃止又は縮小が必要となった場合
- (8) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (9) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に就任した場合
- (10) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

第 3 章 給与

(給与の種類)

第 13 条 医員等の給与は、本給及び諸手当とする。

(本給)

第 14 条 医員等の本給は、月給とする。ただし、週 4 日勤務の医員及び大学院医員の本給は日給とする。

2 医員等の月給及び日給の額は、別表に定めるところによる。

(諸手当の種類等)

第 15 条 医員等の諸手当は、通勤手当（診療助手、医員及び臨床研修医に限る。）、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、特殊勤務手当（夜間診療手当、休日診療手当、新生児担当医手当及び分娩手当は、診療助手、医員及び大学院医員に限る。）、安全衛生管理手当、臨床研修手当（臨床研修医に限る。）及び外部資金獲得手当とする。

2 診療助手については、前項の諸手当のほか、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

3 諸手当は、別に定める国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定を準用して支給する。この場合において、期末手当及び勤勉手当を支給する場合におけるその者の本給相当月額を、教育職（一）2級53号給の本給月額とする。

4 諸手当を計算する場合の1時間当たりの給与は、月給を支給される職員については、月給の額に12を乗じた額を、年間所定労働日数及び定められた1日の労働時間（7時間45分）で除して得た額を基礎として算出した額とし、日給を支給される職員については、日給の額を定められた1日の労働時間（7時間45分）で除して得た額を基礎として算出した額とする。

第 16 条 削除

第 17 条 削除

(臨床研修手当)

第 18 条 臨床研修手当は、医師については月額 212,510 円、歯科医師については月額 126,670 円を支給する。

2 臨床研修手当には、第 15 条に規定する時間外労働手当、休日給及び夜勤手当を含むものとする。

3 採用、退職、欠勤その他の事由が月の中途において生じた者の臨床研修手当の額は、その月の現日数を基礎として日割計算して支給する。

(給与の支給)

第 19 条 医員等の給与は、その全額を通貨で、直接医員等に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき医員等の給与から控除すべき金額がある場合には、その医員等に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に記載されている金融機関の当該医員等が指定する医員等の口座に振り込むものとする。

(給与の支給日)

第 20 条 医員等の給与（期末手当、勤勉手当及び外部資金獲得手当を除く。）は、翌月 17 日に支給する。

- ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（その日が休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときは16日、月曜日で、かつ、休日に当たるときは18日に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日に、土曜日に当たるときは前日に支給する。
 - 3 外部資金獲得手当は、3月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日に、土曜日に当たるときは前日に支給する。

（月給を支給される医員等の日割計算及び端数の処理）

第21条 月給を支給される医員等の日割計算及び端数の処理について必要な事項は、職員給与規則を準用する。

（日給を支給される医員等の給与の減額）

第21条の2 日給を支給される医員又は大学院医員が定められた1日の労働時間のうち一部を勤務しなかった場合（有給の休暇として取り扱う場合を除く。）は、その勤務しなかった時間に対して第15条第4項で得られた額を乗じて減額する。

（給与の期間）

第22条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとする。

（退職手当）

第23条 退職手当は、雇用期間が一事業年度において6月以上となる医員等のうち、勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えている者について、退職した日又は雇用期間満了日から起算して1月以内に支給する。ただし、無期雇用転換医員には、退職手当は支給しない。

- 2 退職手当の額は、次により算出して得た額とする。

$$\text{月給額} \times 0.2511$$

- 3 一事業年度の途中で、退職した日又は雇用期間満了日に引き続き職員就業規則第2条第1項に定める職員（同条第2項に定める特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。次項において同じ。）に採用となる場合は、当該年度の勤続期間を通算するものとし、退職手当は支給しない。
- 4 3月31日に退職し第1項の定めに該当するもの以外の者が、翌日に職員就業規則第2条第1項に定める職員に採用となる場合は、当該勤続期間を採用後の勤続期間に通算するものとする。
- 5 退職手当の支払いについては、第19条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 6 国立大学法人富山大学職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）のうち、第10条（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）、第11条（退職手当の支払の差止め）、第12条（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）、第13条（退職をした者の退職手当の返還）、第14条（遺族の退職手当の返還）、第15条

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返還), 第 16 条 (役員会等の審査) の規定は, 医員等に準用する。

(期末一時金)

第23条の2 無期雇用転換医員のうち, 一事業年度において勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超え, 3月31日まで在籍した医員等について, その日又は退職した日から起算して1月以内に期末一時金を支給する。

2 期末一時金の額は, 第 14 条第 2 項の規定により算出された本給相当額に 0.2511 を乗じて得た額とする。

3 無期雇用転換医員が, 一事業年度の途中で, 引き続き職員就業規則第 2 条第 1 項に定める職員 (同条第 2 項に定める特命教授, 特命准教授, 特命講師, 特命助教, 特別研究教授, 寄附講座教員, 寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。) に採用となる場合は, 当該年度の勤続期間を採用後の勤続期間に通算するものとし, 期末一時金は支給しない。

4 期末一時金の支払いについては, 第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

5 退職手当規則のうち, 第 10 条 (懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限), 第 11 条 (退職手当の支払の差止め), 第 12 条 (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限), 第 13 条 (退職をした者の退職手当の返還), 第 14 条 (遺族の退職手当の返還), 第 15 条 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返還), 第 16 条 (役員会等の審査) の規定は, 無期雇用転換医員に準用することとし, この場合において, これらの規定中「退職手当」は「期末一時金」と読み替える。

第 4 章 服務

(誠実義務)

第 24 条 医員等は, 職務上の責任を自覚し, 大学の指示命令に従い, 誠実に職務に専念するとともに, 職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第 25 条 医員等は, 次の事項を守らなければならない。

(1) 業務上の指示命令に従い, 職場の秩序を保持し, 互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(2) 職場の内外を問わず, 大学の信用を傷つけ, その利益を害し, 又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(4) 常に公私の別を明らかにし, その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。

(5) 大学の敷地及び施設内 (以下「大学内」という。) で, 喧騒, その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

第5章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間等)

第26条 医員等の始業時刻・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時15分

休憩時間 正午から午後1時00分までとする。

- 2 業務の都合上、必要があると認める場合は、前項で定める始業及び終業の時刻並びに休憩時間を別に割り振ることがある。

(休日)

第27条 医員等の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日、前号に該当する休日を除く。）

- 2 前項の休日のうち、法定休日は日曜日とする。

- 3 業務の都合により大学が必要と認める場合は、あらかじめ第1項の休日を他の労働日と振り替えることがある。ただし、原則として当該労働日の属する週の期間内に振り替えるものとする。

(休暇の種類)

第28条 医員等の休暇は、年次有給休暇、その他の有給休暇及び無給休暇とする。

(育児休業等)

第29条 医員等のうち3才に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

- 2 医員等のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

- 3 育児休業及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第30条 医員等の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることがある。

- 2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

(労働時間等に関する必要な事項)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、医員等の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、「国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則」を準用する。ただし、医員及び大学院医員で 1 週間の労働日数が 4 日の者については、「国立大学法人富山大学に勤務するパートタイム職員の労働時間、休暇等に関する規則」を準用する。

第 6 章 雑則

(職員就業規則の準用)

第 32 条 職員就業規則のうち、第 21 条（解雇制限）、第 22 条（解雇予告）、第 23 条（退職後の責務）、第 24 条（退職証明書）、第 28 条（職員の倫理）、第 29 条（ハラスメントに関する措置）、第 35 条（研修）、第 37 条（表彰）、第 38 条（懲戒）、第 39 条（懲戒の種類・内容）、第 41 条（厳重注意）、第 42 条（損害賠償）、第 43 条（安全・衛生管理）、第 44 条（出張）、第 45 条（旅費）、第 47 条（業務上の災害補償）、第 48 条（通勤途上災害）及び第 49 条（災害補償に関する事項）の規定は、医員等に準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前まで旧国立大学法人富山医科薬科大学に医員等として在職し、平成 17 年 10 月 1 日引き続き国立大学法人富山大学に医員等として雇用された者の旧国立大学法人富山医科薬科大学の勤続期間は、平成 17 年 10 月 1 日以降の勤続期間に通算する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則改正後の第 23 条第 2 項中「0.261」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間においては「0.294」と、平成 26 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間においては「0.276」とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 6 月及び平成 27 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の第 15 条第 3 項の規定の適用については、平成 28 年 2 月 22 日改正前の職員給与規則に定める本給月額を用いる。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 6 月及び平成 28 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当の第 15 条第 3 項の規定の適用については、平成 29 年 1 月 24 日改正前の職員給与規則に定める本給月額を用いる。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項及び第 18 条第 1 項の改正については、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 5 月 14 日改正附則)

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 12 月 24 日改正附則)
- 2 この規則改正後の第 18 条第 1 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以降に採用された者から適用し、同日前に採用された者については、なお従前の例による。
- 3 この規則改正後の第 18 条第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に採用された者から適用し、同日前に採用された者については同項の規定を適用せず、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間において勤務実績がない場合は、当該月に係る臨床研修手当を支給しないものとする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、ただし第 23 条の 2 の規定は令和 2 年 3 月 24 日から適用する。

別表

区 分	単価（月給）	単価（日給）
診 療 助 手	311,590 円	—
医 員 (医師免許等取得後 8 年目以降)	291,610 円	14,360 円
医 員 (医師免許等取得後 7 年目まで)	270,980 円	13,350 円
大学院医員 (医師免許等取得後 8 年目以降)	291,610 円	14,360 円
大学院医員 (医師免許等取得後 7 年目まで)	270,980 円	13,350 円
臨床研修医	187,680 円	—

医員及び大学院医員のうち、医師免許又は歯科医師免許（「医師免許等」という。）取得後の年数の算定にあつては、当該免許を取得した年を 1 年目とし、当該年度の 4 月 1 日から起算する。